

# 令和4年第7回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年7月25日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後1時50分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	なし	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	○	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	欠	推7	町田 貴	○
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	○	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	欠
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第7回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は13名中12名です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行いたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、3番 長谷川 隆 委員、4番 四方田 芳泰 委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第28号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に移ります。 第28号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題とします。 農地法第3条第1項の規定により、別紙許可申請に対する処分を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 受人は〇〇地内にお住まいで、主に水稻、キュウリの栽培をしております。農業用機械はトラクター、コンバインを2台ずつ、田植機、耕うん機を1台ずつ所有しており、妻と2人で農作業をしているとの</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第29号議案	議長	<p>ことでした。</p> <p>遠方に住んでおり、耕作できないため農地を手放したいと考えていた渡人と、経営規模の拡大を希望している受人との間で売買の話がまとまったため、今回の申請に至りました。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくお願いします。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p> <p>受人は適正に耕作しておりますので、問題ないと思います。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>渡人の農地が少し残るようですが、これは渡人が耕作するのですか。</p> <p>今回の売買の中では話はありませんでしたが、渡人の残りの農地も耕作されておりましたので、相対で誰かに貸しているのではないかと思います。農地の場所は受人の自宅の隣ですので、受人が耕作しているかもしれません。</p> <p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第28号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第28号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続きまして、日程第3に移ります。</p>
	議長	
	原口委員	
	議長	
	坂本委員	
	事務局	
	議長	
	議長	
	議長	

会議事項	発言者	顛末
農地法第4条の規定による許可申請について	事務局	<p>第29号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題とします。</p> <p>農地法第4条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局は1番の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1番についてご説明いたします。</p> <p>土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書7ページに記載のとおりです。</p> <p>申請地は〇〇から東におよそ350mの位置にある農地になります。詳しくは議案書8ページの位置図、9ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、2a未満の農業用施設の届出のあった物置が建てられておりますが、違反等は無く適正に管理されておりました。</p> <p>申請地は住宅が密集する集落の中にある生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われまます。</p> <p>申請地は申請者の居宅に隣接しており使い勝手も良いことから、申請地に既にある2a未満の倉庫と合わせて農業用資材の保管場所として利用する計画での申請となります。詳しい計画については10ページの配置図をご確認ください。</p> <p>なお、本計画は整地のみのため、費用は掛からないとのことでした。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	原口委員	特にありません。大丈夫です。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長  議 長  議 長	<p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕</p> <p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第29号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第29号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。</p>